

2 県 税 税 率 等 の 変 遷

区分 税目	25 年 度		26 年 度									
	課 税 標 準	税 率	課税標準	税 率								
県 民 税	個 人 (1) 県内に住所を有する個人	均等割	年2,000円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,000円								
		所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$								
		(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村に住所を有しない者	均等割	年2,000円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,000円							
			所得割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$							
	(3) 支払いを受けるべき特定配当等の額	配当割	ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日の間に支払いを受ける場合は	$\frac{3}{100}$								
		所得割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$								
	(4) 特定株式等譲渡所得金額 株式等譲渡所得割	所得割	ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日の間に支払いを受ける場合は	$\frac{3}{100}$								
		所得割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$								
	法 人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人	法人税割	$\frac{5.0}{100}$ ($\frac{5.8}{100}$)	$\frac{5.0}{100}$	(1) 同 左	法人税割	$\frac{5.0}{100}$ ($\frac{5.8}{100}$)	$\frac{3.2}{100}$ ($\frac{4.0}{100}$)	$\frac{5.0}{100}$	$\frac{3.2}{100}$		
		均等割 (やまがた緑環境税分として10%上乘せ)	①同左 年880,000円	800,000円	(2) 同 左 均等割 (やまがた緑環境税分として10%上乘せ)	①同左 年880,000円	800,000円					
均等割		②同左 年594,000円	540,000円	②同左 年594,000円		540,000円						
均等割		③同左 年143,000円	130,000円	③同左 年143,000円		130,000円						
均等割		④同左 年 55,000円	50,000円	④同左 年 55,000円		50,000円						
均等割		⑤同左 年 22,000円	20,000円	⑤同左 年 22,000円		20,000円						
均等割	上記①～⑤に同じ		(2) 同 左			上記①～⑤に同じ						
均等割	均等割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	同 左	均等割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$					
事 業 税	個 人 (1) 第一種事業による所得金額 (2) 第二種事業による所得金額 (3) 第三種事業による所得金額 (4) 第三種事業のうち装蹄師業等による所得金額	均等割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	均等割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$				
		均等割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	(2) 同 左	均等割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$				
		均等割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	均等割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$				
		均等割	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	(4) 同 左	均等割	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$				
	法 人 (1) 電気供給業等を行う法人 収入金額 (2) 特別法人 所得及び清算所得 (3) その他の法人 所得及び清算所得 (4) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本又は出資の金額が1,000万円以上のものが行う事業 特別法人 所得及び清算所得 その他の法人 所得及び清算所得	均等割	$\frac{0.7}{100}$	$\frac{0.7}{100}$	(1) 同 左	均等割	$\frac{0.7}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.7}{100}$	$\frac{0.9}{100}$		
		均等割	所得のうち年400万円以下の金額の	$\frac{2.7}{100}$	$\frac{2.7}{100}$	(2) 同 左	均等割	$\frac{2.7}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{2.7}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	
		均等割	所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得金額の	$\frac{3.6}{100}$	$\frac{3.6}{100}$		均等割	$\frac{3.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{3.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$	
		均等割	所得のうち年400万円以下の金額の	$\frac{2.7}{100}$	$\frac{2.7}{100}$	(3) 同 左	均等割	$\frac{2.7}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{2.7}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	
		均等割	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の	$\frac{4.0}{100}$	$\frac{4.0}{100}$		均等割	$\frac{4.0}{100}$	$\frac{5.1}{100}$	$\frac{4.0}{100}$	$\frac{5.1}{100}$	
		均等割	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得金額の	$\frac{5.3}{100}$	$\frac{5.3}{100}$	(4) 同 左	均等割	$\frac{5.3}{100}$	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{5.3}{100}$	$\frac{6.7}{100}$	
		均等割	特別法人 所得及び清算所得	$\frac{3.6}{100}$	$\frac{3.6}{100}$		均等割	$\frac{3.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{3.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$	
		均等割	その他の法人 所得及び清算所得	$\frac{5.3}{100}$	$\frac{5.3}{100}$			均等割	$\frac{5.3}{100}$	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{5.3}{100}$	$\frac{6.7}{100}$

(注) 1 法人県民税の法人税割の () 内数値は、中小法人(資本金等の額が1億円以下の法人で、かつ、法人税割額の課税標準となる法人税額が年額1,000万円以下であるもの) 以外の法人に適用される税率。

(注) 2 平成24年度の法人事業税の税率は、左記が平成
3 清算所得課税については、平成22年10月1日以降
4 平成26年度の法人県民税法人税割及び事業税の税

27 年 度			28 年 度			29 年 度		
課税標準	税 率		課税標準	税 率		課税標準	税 率	
(1) 同 左 均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円	(1) 同 左 均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円	(1) 同 左 均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円
所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$
(2) 同 左	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円	(2) 同 左	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円	(2) 同 左	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円
(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(1) 同 左 法人税割 { 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乗 せ)	$\frac{3.2}{100}$ $\left[\frac{4.0}{100} \right]$	$\frac{3.2}{100}$	(1) 同 左 法人税割 { 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乗 せ)	$\frac{3.2}{100}$ $\left[\frac{4.0}{100} \right]$	$\frac{3.2}{100}$	(1) 同 左 法人税割 { 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乗 せ)	$\frac{3.2}{100}$ $\left[\frac{4.0}{100} \right]$	$\frac{3.2}{100}$
①同左	年880,000円	800,000円	①同左	年880,000円	800,000円	①同左	年880,000円	800,000円
②同左	年594,000円	540,000円	②同左	年594,000円	540,000円	②同左	年594,000円	540,000円
③同左	年143,000円	130,000円	③同左	年143,000円	130,000円	③同左	年143,000円	130,000円
④同左	年 55,000円	50,000円	④同左	年 55,000円	50,000円	④同左	年 55,000円	50,000円
⑤同左	年 22,000円	20,000円	⑤同左	年 22,000円	20,000円	⑤同左	年 22,000円	20,000円
(2) 同 左	上記①～⑤に同じ		(2) 同 左	上記①～⑤に同じ		(2) 同 左	上記①～⑤に同じ	
同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$
(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
(1) 同 左	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	(1) 同 左	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	(1) 同 左	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$
(2) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$
	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$		$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$		$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$
(3) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(3) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	(3) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$
	$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$		$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$		$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$
	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$
(4) 同 左	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$	(4) 同 左	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$	(4) 同 左	$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$
	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$

20年9月30日までに開始する事業年度、右記が平成20年10月1日以降に開始する事業年度。

に解散した法人には適用されず、清算中の法人は通常の所得課税に移行した。

率は、左記が平成26年9月30日までに開始する事業年度、右記が平成26年10月1日以降に開始する事業年度。

区分 税目	25 年 度		26 年 度	
	課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率
地方消費税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 から仕入れ等に係る消費税額等を控 除した残額に相当する消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	消費税額の100 分の25 (1%)	同 左	消費税額の63 分の17 (1.7%)
不 動 産 取 得 税	不動産の価格 免税点 土地の取得 10万円未満 家屋の取得 建 築 23万円未満 その他 12万円未満	標準税率 4 100 平成18年 4月 1日から 平成20年 3月31日まで の不動産の取得 3.5 100 平成20年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで の不動産の取得 4.0 100 ただし、土地及び住宅 の取得については 3 100	同 左 (免税点同左)	標準税率 4 100 平成18年 4月 1日から 平成20年 3月31日まで の不動産の取得 3.5 100 平成20年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで の不動産の取得 4.0 100 ただし、土地及び住宅 の取得については 3 100
県たばこ税	売渡し又は消費等に係る製造たばこ の本数	1,000本につき 860円 〔旧 3級品の紙巻たばこ については411円〕	同 左	1,000本につき 860円 〔旧 3級品の紙巻たばこ については411円〕
ゴルフ場 利 用 税	ゴルフ場の利用 (1日1回)	標準税率 1,200円 1,100円 1,000円 900円 800円 800円 700円 600円 500円 400円 300円	同 左	標準税率 1,200円 1,100円 1,000円 900円 800円 800円 700円 600円 500円 400円 300円
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額 (免税点50万円以下) 1 営業用自動車、軽自動車 2 自家用自動車で軽自動車以外のもの	標準税率 3 100 3 100 5 100 5 100	同 左 (免税点50万円以下) 1 同 左 2 同 左	標準税率 2 100 2 100 3 100 3 100
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取り で、当該引取りに係る軽油の現実の納入を 伴うものの数量	32,100円 32,100円	同 左	32,100円 32,100円
自 動 車 税	1 乗 用 車 営業用 総排気量 1 ℓ以下 " " 1 ℓ超1.5ℓ以下 " " 1.5ℓ超 2 ℓ以下 " " 2 ℓ超2.5ℓ以下 " " 2.5ℓ超 3 ℓ以下 " " 3 ℓ超3.5ℓ以下 " " 3.5ℓ超 4 ℓ以下 " " 4 ℓ超4.5ℓ以下 " " 4.5ℓ超 6 ℓ以下 " " 6 ℓ超 " 電動機を原動機とするもの 自家用 総排気量 1 ℓ以下 " " 1 ℓ超1.5ℓ以下 " " 1.5ℓ超 2 ℓ以下 " " 2 ℓ超2.5ℓ以下 " " 2.5ℓ超 3 ℓ以下 " " 3 ℓ超3.5ℓ以下 " " 3.5ℓ超 4 ℓ以下 " " 4 ℓ超4.5ℓ以下 " " 4.5ℓ超 6 ℓ以下 " " 6 ℓ超 " 電動機を原動機とするもの (ロータリーエンジンを搭載する自動車 の総排気量は、単室容積にローター数を 乗じて得た数値の100分の150に相当する 数値とする。)	標準税率 7,500円 7,500円 8,500円 8,500円 9,500円 9,500円 13,800円 13,800円 15,700円 15,700円 17,900円 17,900円 20,500円 20,500円 23,600円 23,600円 27,200円 27,200円 40,700円 40,700円 7,500円 7,500円 29,500円 29,500円 34,500円 34,500円 39,500円 39,500円 45,000円 45,000円 51,000円 51,000円 58,000円 58,000円 66,500円 66,500円 76,500円 76,500円 88,000円 88,000円 111,000円 111,000円 29,500円 29,500円	1 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左	標準税率 7,500円 7,500円 8,500円 8,500円 9,500円 9,500円 13,800円 13,800円 15,700円 15,700円 17,900円 17,900円 20,500円 20,500円 23,600円 23,600円 27,200円 27,200円 40,700円 40,700円 7,500円 7,500円 29,500円 29,500円 34,500円 34,500円 39,500円 39,500円 45,000円 45,000円 51,000円 51,000円 58,000円 58,000円 66,500円 66,500円 76,500円 76,500円 88,000円 88,000円 111,000円 111,000円 29,500円 29,500円

27 年 度		28 年 度		29 年 度	
課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率
同 左	消費税額の63分の17 (1.7%)	同 左	消費税額の63分の17 (1.7%)	同 左	消費税額の63分の17 (1.7%)
同 左	標準税率 $\frac{4}{100}$	同 左	標準税率 $\frac{4}{100}$	同 左	標準税率 $\frac{4}{100}$
(免税点同左)	$\left(\begin{array}{l} \text{平成18年 4月 1日から} \\ \text{平成20年 3月31日まで} \\ \text{の不動産の取得} \\ \text{平成20年 4月 1日から} \\ \text{平成30年 3月31日まで} \\ \text{の不動産の取得} \\ \text{ただし、土地及び住宅} \\ \text{の取得については} \end{array} \right)$ $\frac{3.5}{100}$ $\frac{4.0}{100}$ $\frac{3}{100}$	(免税点同左)	$\left(\begin{array}{l} \text{平成18年 4月 1日から} \\ \text{平成20年 3月31日まで} \\ \text{の不動産の取得} \\ \text{平成20年 4月 1日から} \\ \text{平成30年 3月31日まで} \\ \text{の不動産の取得} \\ \text{ただし、土地及び住宅} \\ \text{の取得については} \end{array} \right)$ $\frac{3.5}{100}$ $\frac{4.0}{100}$ $\frac{3}{100}$	(免税点同左)	$\left(\begin{array}{l} \text{平成18年 4月 1日から} \\ \text{平成20年 3月31日まで} \\ \text{の不動産の取得} \\ \text{平成20年 4月 1日から} \\ \text{平成30年 3月31日まで} \\ \text{の不動産の取得} \\ \text{ただし、土地及び住宅} \\ \text{の取得については} \end{array} \right)$ $\frac{3.5}{100}$ $\frac{4.0}{100}$ $\frac{3}{100}$
同 左	1,000本につき 860円 〔旧 3級品の紙巻たばこ〕 については411円	同 左	1,000本につき 860円 〔旧 3級品の紙巻たばこ〕 については481円	同 左	1,000本につき 860円 〔旧 3級品の紙巻たばこ〕 については551円
同 左	標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 1,200円 \\ 1,100円 \\ 1,000円 \\ 900円 \\ 800円 \\ 700円 \\ 600円 \\ 500円 \\ 400円 \\ 300円 \end{array} \right.$ 800円	同 左	標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 1,200円 \\ 1,100円 \\ 1,000円 \\ 900円 \\ 800円 \\ 700円 \\ 600円 \\ 500円 \\ 400円 \\ 300円 \end{array} \right.$ 800円	同 左	標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 1,200円 \\ 1,100円 \\ 1,000円 \\ 900円 \\ 800円 \\ 700円 \\ 600円 \\ 500円 \\ 400円 \\ 300円 \end{array} \right.$ 800円
同 左 (免税点50万円以下)	標準税率 1 同 左 $\frac{2}{100}$ $\frac{2}{100}$ 2 同 左 $\frac{3}{100}$ $\frac{3}{100}$	同 左 (免税点50万円以下)	標準税率 1 同 左 $\frac{2}{100}$ $\frac{2}{100}$ 2 同 左 $\frac{3}{100}$ $\frac{3}{100}$	同 左 (免税点50万円以下)	標準税率 1 同 左 $\frac{2}{100}$ $\frac{2}{100}$ 2 同 左 $\frac{3}{100}$ $\frac{3}{100}$
同 左	32,100円 32,100円	同 左	32,100円 32,100円	同 左	32,100円 32,100円
1 同 左	標準税率	1 同 左	標準税率	1 同 左	標準税率
同 左	7,500円 7,500円	同 左	7,500円 7,500円	同 左	7,500円 7,500円
同 左	8,500円 8,500円	同 左	8,500円 8,500円	同 左	8,500円 8,500円
同 左	9,500円 9,500円	同 左	9,500円 9,500円	同 左	9,500円 9,500円
同 左	13,800円 13,800円	同 左	13,800円 13,800円	同 左	13,800円 13,800円
同 左	15,700円 15,700円	同 左	15,700円 15,700円	同 左	15,700円 15,700円
同 左	17,900円 17,900円	同 左	17,900円 17,900円	同 左	17,900円 17,900円
同 左	20,500円 20,500円	同 左	20,500円 20,500円	同 左	20,500円 20,500円
同 左	23,600円 23,600円	同 左	23,600円 23,600円	同 左	23,600円 23,600円
同 左	27,200円 27,200円	同 左	27,200円 27,200円	同 左	27,200円 27,200円
同 左	40,700円 40,700円	同 左	40,700円 40,700円	同 左	40,700円 40,700円
同 左	7,500円 7,500円	同 左	7,500円 7,500円	同 左	7,500円 7,500円
同 左	29,500円 29,500円	同 左	29,500円 29,500円	同 左	29,500円 29,500円
同 左	34,500円 34,500円	同 左	34,500円 34,500円	同 左	34,500円 34,500円
同 左	39,500円 39,500円	同 左	39,500円 39,500円	同 左	39,500円 39,500円
同 左	45,000円 45,000円	同 左	45,000円 45,000円	同 左	45,000円 45,000円
同 左	51,000円 51,000円	同 左	51,000円 51,000円	同 左	51,000円 51,000円
同 左	58,000円 58,000円	同 左	58,000円 58,000円	同 左	58,000円 58,000円
同 左	66,500円 66,500円	同 左	66,500円 66,500円	同 左	66,500円 66,500円
同 左	76,500円 76,500円	同 左	76,500円 76,500円	同 左	76,500円 76,500円
同 左	88,000円 88,000円	同 左	88,000円 88,000円	同 左	88,000円 88,000円
同 左	111,000円 111,000円	同 左	111,000円 111,000円	同 左	111,000円 111,000円
同 左	29,500円 29,500円	同 左	29,500円 29,500円	同 左	29,500円 29,500円

区分 税目	25 年 度		26 年 度	
	課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率
自動車税	2 トラック（最大積載量4トン超5トン以下） 営業用 自家用	標準税率 18,500円 18,500円 25,500円 25,500円	2 同 左 同 左 同 左	標準税率 18,500円 18,500円 25,500円 25,500円
	3 バス 営業用 一般乗合用（31人～40人） " その他（41人～50人） 自家用（41人～50人）	14,500円 14,500円 38,000円 38,000円 49,000円 49,000円	3 同 左 同 左 同 左	14,500円 14,500円 38,000円 38,000円 49,000円 49,000円
	4 三輪の小型自動車 営業用 自家用	4,500円 4,500円 6,000円 6,000円	4 同 左 同 左	4,500円 4,500円 6,000円 6,000円
鉱区税	1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 (1) 試掘鉱区 面積100アールごとに (2) 採掘鉱区 面積100アールごとに	年額200円 200円 年額400円 400円	1 (1) 同 左 (2) 同 左	年額200円 200円 年額400円 400円
	2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (1) 河床でないもの 面積100アールごとに (2) 河床 延長1,000メートルごとに	年額200円 200円 年額600円 600円	2 (1) 同 左 (2) 同 左	年額200円 200円 年額600円 600円
	3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	1に規定する税率の3分の2	3 同 左	1に規定する税率の3分の2
狩猟税	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち2に規定する者以外のもの	16,500円 16,500円	1 同 左	16,500円 16,500円
	2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	11,000円 11,000円	2 同 左	11,000円 11,000円
	3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち4に規定する者以外のもの	8,200円 8,200円	3 同 左	8,200円 8,200円
	4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	5,500円 5,500円	4 同 左	5,500円 5,500円
	5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円 5,500円	5 同 左	5,500円 5,500円
産業廃棄物税	1 埋立処分を目的とした最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量 2 1に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量	1トンにつき1,000円	同 左	1トンにつき1,000円

27 年 度			28 年 度			29 年 度		
課 税 標 準	税 率		課 税 標 準	税 率		課 税 標 準	税 率	
2 同 左	標準税率		2 同 左	標準税率		2 同 左	標準税率	
同 左	18,500円	18,500円	同 左	18,500円	18,500円	同 左	18,500円	18,500円
同 左	25,500円	25,500円	同 左	25,500円	25,500円	同 左	25,500円	25,500円
3 同 左	標準税率		3 同 左	標準税率		3 同 左	標準税率	
同 左	14,500円	14,500円	同 左	14,500円	14,500円	同 左	14,500円	14,500円
同 左	38,000円	38,000円	同 左	38,000円	38,000円	同 左	38,000円	38,000円
同 左	49,000円	49,000円	同 左	49,000円	49,000円	同 左	49,000円	49,000円
4 同 左	標準税率		4 同 左	標準税率		4 同 左	標準税率	
同 左	4,500円	4,500円	同 左	4,500円	4,500円	同 左	4,500円	4,500円
同 左	6,000円	6,000円	同 左	6,000円	6,000円	同 左	6,000円	6,000円
1	標準税率		1	標準税率		1	標準税率	
(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円
(2) 同 左	年額400円	400円	(2) 同 左	年額400円	400円	(2) 同 左	年額400円	400円
2	標準税率		2	標準税率		2	標準税率	
(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円
(2) 同 左	年額600円	600円	(2) 同 左	年額600円	600円	(2) 同 左	年額600円	600円
3 同 左	1に規定する税率の3分の2		3 同 左	1に規定する税率の3分の2		3 同 左	1に規定する税率の3分の2	
1 同 左	16,500円	16,500円	1 同 左	16,500円	16,500円	1 同 左	16,500円	16,500円
2 同 左	11,000円	11,000円	2 同 左	11,000円	11,000円	2 同 左	11,000円	11,000円
3 同 左	8,200円	8,200円	3 同 左	8,200円	8,200円	3 同 左	8,200円	8,200円
4 同 左	5,500円	5,500円	4 同 左	5,500円	5,500円	4 同 左	5,500円	5,500円
5 同 左	5,500円	5,500円	5 同 左	5,500円	5,500円	5 同 左	5,500円	5,500円
6 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受ける場合（許可捕獲後1年以内）	上記税額の2分の1		6 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受ける場合（許可捕獲後1年以内）	上記税額の2分の1		6 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受ける場合（許可捕獲後1年以内）	上記税額の2分の1	
同 左	1トンにつき1,000円		同 左	1トンにつき1,000円		同 左	1トンにつき1,000円	